

## 社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会福祉活動車両貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、むかわ町に居住する高齢者及び身体障がい者で自立歩行の困難な者の社会参加の促進並びに介護者の介護活動の支援又は地域福祉活動を実践する地域・団体を支援することにより地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車椅子用の福祉車両（以下「車両」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 在宅で生活する高齢者及び身体障がい者で自立した生活又は介護を受けることが困難な者
- (2) 前号に対し必要な介護活動を行う者
- (3) 地域福祉活動を実践する地域・団体
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

### (利用の許可)

第3条 車両を利用しようとするものは、使用予定日の2週間前までに福祉車両利用申込書（様式第1号）に所定の事項を記入して、申し込むものとする。

- 2 会長は、前項の規定に基づき申込書を受理したときは、その申込事項について審査し、可否を決定するものとする。
- 3 前項の審査結果により貸与を決定したときは、福祉車両利用許可書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

### (利用の制限)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) 車両を利用しようとするものが、破損し若しくは汚損し又は滅失するおそれのあるとき
- (2) 本会の業務上、支障があるとき
- (3) 営利活動、宗教活動、政治活動等であるとき
- (4) その他車両の管理上適当でないとき

### (利用許可の取消し等)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し若しくは利用を停止し又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき
- (3) 前条の規定に該当することとなったとき
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により第3条の許可を受けたとき
- (5) 管理上やむを得ない事由が生じたとき

### (貸与期間)

第6条 貸与期間は、原則として土日、祝祭日とし、利用開始日から算定して3日以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、これを延長することができる。

### (利用料)

第7条 車両の利用料は、原則として無料とする。ただし、次の事項に該当する費用は、利用者の負担とする。

- (1) 燃料代
- (2) 高速道路等有料道路の料金
- (3) 有料駐車場料金
- (4) その他車両の運行に必要な費用

(運転者)

第8条 車両を運転及びリフト操作する者（以下「運転者等」という。）は、申込日（以下「基準日」という。）に次のすべての要件を具備しなければならない。

- (1) 普通自動車運転免許証を有する者
- (2) 前号の資格取得後3年以上、運転の経験を有する者
- (3) 基準日から1年以内に免許停止等の行政処分を受けていない者

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通関係法令等を遵守し、安全運転に心がけ、車両の取扱いを適切に行うこと。
- (2) 疾病、過労、睡眠不足等により運転できない身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わないこと。
- (3) 車椅子用のリフト操作にあつては、あらかじめ取扱説明書により操作等を理解し、安全対策に十分配慮すること。
- (4) 利用中に車両の破損若しくは汚損又は滅失、不具合等が生じた場合は報告をしなければならない。
- (5) 許可を受けた目的以外に利用し又はその利用の権利を譲り渡し若しくは転貸できない。
- (6) その利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたときは、直ちにその車両を清掃又は原状に回復して返還しなければならない。
- (7) 前号の義務を履行しないときは、会長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の指示に従わなければならない。

(事故の処理)

第10条 運転者等は、車両を利用中に事故が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、直ちに事故・故障報告書（様式第3号）を会長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(事故の補償)

第11条 事故の補償については、法の定めに基づくもののほか当該車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険の範囲をもって限度とし、異議の申し立てはしないことを条件として、車両を使用するものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、本会と利用者が協議する。

附 則（平成22年10月5日第3回定例理事会）

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。